

Title	明治中期における決闘罪制定の一考察(一)
Sub Title	A study on the duel law in the late 19th century
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.2 (1971. 2) ,p.1- 36
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710215-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治中期における決闘罪制定の一考察(二)

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 明治十五年刑法編纂過程における決闘罪と、その施行後の修正案にあらわれた決闘罪
- 三 明治十五年刑法施行前後の決闘論議と決闘申込事件
- 四 明治二十一年高島炭鉱問題を契機とする決闘の流行……以上本号
- 五 決闘論議の活況
- 六 決闘罪の制定
- 七 わすび

一 はしがき

明治二十二年十二月三十日、「決闘罪ニ関スル件」は、法律第三四号を以て制定、施行された。⁽¹⁾これは明治十五年刑法にその規定を欠く決闘罪をあらたに採りあげた刑事特別法であり、いままほ現行法として生きている。

この特別法は、現在、法務省の法制審議会において行われている刑法改正作業において、その内容を改め、刑法典中に編入される予定になつているが、そのことは、すでに早く昭和初頭の刑法改正事業においても、問題となつたことがある。⁽²⁾

すなわち昭和二年の刑法改正予備草案において、その第二八章に「決闘ノ罪」として、内容に多少の変更を加えて編入され、昭和十五年の刑法改正仮案にも、ほとんどそのまま引きつがれた。次の通りである。

前注 上段は現行「決闘罪ニ関スル件」、中段は改正予備草案の条文、下段は改正仮案のそれで、カッコの中は、手塚の註記である。

決闘罪ニ関スル件

第一条 決闘ヲ挑ミタル者又ハ其挑ニ応シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ十円以上百円以下の罰金ヲ附加ス

第二十八章 決闘ノ罪

第二百七十九条 決闘ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲治又ハ禁錮ニ処ス

第三十章 決闘ノ罪

第三百五十五条 決闘ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第二条 決闘ヲ行ヒタル者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百八十条 決闘ヲ挑ミタル者又ハ其挑ニ応シタル者ハ二年以下ノ懲治又ハ禁錮ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シ死傷ノ結果ヲ生セシメタルトキハ第三百三十五条第三百三十九条又ハ第三百四十三条乃至第三百四十五条ノ例(既遂未遂ノ普通殺人罪又は傷害乃至傷害致死罪)ニ依ル

第三条 決闘ニ依テ人ヲ殺傷シタル者ハ刑法ノ各本条ニ照シテ処断ス

第二百八十一条 決闘ノ立会ヲ為シ又ハ立会ヲ為スコトヲ約シタル者ハ一年以下ノ懲治又ハ禁錮ニ処ス

第三百五十六条 決闘ヲ挑ミタル者又ハ其ノ挑ニ応シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第四条 決闘ノ立会ヲ為シ又ハ立会ヲ為スコトヲ約シタル者ハ証人介添人等何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百五十七条 決闘ノ立会ヲ為シ又ハ立会ヲ為スコトヲ約シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

情ヲ知テ決闘ノ場所ヲ貸与シ又ハ供用セシメタル者ハ罰前項ニ同シ

第三百五十八条 決闘ノ立会ヲ為シ又ハ立会ヲ為スコトヲ約シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第五条 決闘ノ挑ニ応セサルノ故ヲ以テ人ヲ誹毀シタル者ハ刑法ニ照シ誹毀ノ

第三百五十九条 決闘ノ立会ヲ為シ又ハ立会ヲ為スコトヲ約シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

罪ヲ以テ論ス
 第六条 前数条ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ其重キモノハ重キニ從テ処断ス

これらの改正案は、いづれも、現行法に比較して、決闘をめぐる犯罪の種類が若干減少したこと、各犯罪に対する科刑が稍軽くなつたこと、とくに禁錮刑も採用したことなどの点をのぞけば、ほとんど現行法通りの趣旨を、刑法典の中に組み入れたにすぎないのである。⁽³⁾

戦後の改正刑法草案にみられる決闘罪の動向は、いまのところ次の通りである。⁽⁴⁾

前註 条文中のカッコの中には、手塚の註記である。

<p>改正 刑法 準備草案 (昭和三十六年)</p>	<p>法制審議会刑事法特別部会小委員会参考案・第一次案(昭和四十五年)</p>	<p>別案</p>
<p>第二十七章 決闘の罪 第二八五条 決闘をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。 前項の罪を犯し、死の結果を生ぜしめるときは、殺意の有無を区別し、第二六八条又は第二七五条(一般の殺人罪又は傷害致死罪)によつて処断する。 第二八六条 決闘を申し込み、又はその申込を承諾した者は、二年以下の懲役に処する。</p>	<p>(第二十五章 傷害及び暴行の罪に追加) A案 第二八一条の二 兇器を用いて闘争することを申し込み、又はその申込を承諾した者は、二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。 (第二八一条は、兇器準備集合罪である) B案 第二八一条の二 合意のうえ、兇器を用いて闘争した者は、五年以下の懲役又</p>	<p>第二十七章 決闘の罪 第二八五条 決闘をした者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 前項の罪を犯し、死傷の結果を生ぜしめるときは、殺意の有無を区別し、殺人又は傷害の例による。 第二八六条 決闘を申し込み、又はその申込を承諾した者は、二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料</p>

第二八七条 決闘の立会をし、又は立会
をすることを約束した者は、一年以下
の懲役に処する。

は十万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯し、死傷の結果を生ぜし
めたときは、殺意の有無を区別し、殺
人又は傷害の例による。

第二八一条の三 前条第一項の行為をす
ることを申し込み、又はその申込を承
諾した者は、二年以下の懲役、五万円
以下の罰金、拘留又は科料に処する。

に処する。

第二八七条 決闘の立会をし、又は立会
をすることを約束した者は、一年以下
の懲役、三万円以下の罰金、拘留又は
科料に処する。

そして、現在のところ「別案によらず、A案又はB案の方針によることに決定⁽⁵⁾」をみているとのことであるから、今後、
そうした方向で改正案はおそらくまとめられるであろう。決闘罪から「決闘」の二字が消され、全くあたらしい表現に脱皮
せんとしているのである。

その理由は、決闘罪の「犯人についてみると、統計上は大部分が少年であり」「具体的に検討すると暴力団構成員と認め
られる者が多いこと」さらに「名誉をかけて闘争する決闘(Duelkamp)は、わが国でもかつての武士階級においてはみられ
たところであるが、現在ではこのような習慣は存しない」から「現代の刑法典に古典的な意味での決闘を規定する理由はな
い⁽⁶⁾」したがって、「決闘」の文字を削り、「兇器による合意闘争」として、これを扱えようとするのである。

決闘らしい決闘が存在しないということは、すでに昭和初年の改正事業の際も、同じように問題になつてゐる。例えば、
昭和十四年六月に開かれた第二十三回刑法並に監獄法改正調査委員会総会において、浜野徹太郎、倉元要一、草野豹一郎の
三委員から、そのことを有力な理由として決闘罪削除論が提示されてゐる⁽⁷⁾。その後、さらに草野氏は「決闘罪に対する立
法的考察」を書かれ、「明治二十二年に至り決闘罪に関する特別法が制定公布せらるることとなつた」「けれども、同法律が

今日まで幾許の効果を挙げ来つたかは、一個の問題であると謂はねばならぬ」「特別法は別段効果を挙げ来つたとも思はれないばかりか、決闘の風が隆盛となろうとする気配も見えない今日に於て、わざわざ決闘罪に関する規定を刑法中に規定する必要があるのであるか」と述べられているし、また別の個所では「決闘なる習俗は古来我国に存在しなかつた所であるばかりでなく、明治初年欧米より移入せられて一時隆盛を来たさうとしたものの、竟に発達を遂げないで仕舞つたことは周知の通りである。而して其の発達を遂げなかつたことが、明治二十二年の決闘罪に関する法律の予防的効果であつたと云へばそれまでであるが、同法律が決闘らしい決闘に適用せられたことになかつたこと、前述のごとくである以上、今さら、何を好んで決闘罪に関する規定を刑法々典中に採入れんとするのであるか」とも云はれている。前の所見と、後の所見とは多少ニュアンスの相違があるが、要するに、草野氏は、決闘罪は当時の立法者がありもしない「決闘」の幻におびえて制定したものと理解されているように思われる。前述の調査委員会総会で、草野氏が「此の決闘の罪と云ふものは『決闘ハ文明ノ華ナリ』と云ふような思想から我国でも流行るかも知れないと云ふ杞憂から私は出来たものだと思ふ」といわれているのは、その意味であろう。しかし、私は、草野氏が決闘罪制定の由来を、詳しく理解された上で、そうした所見を述べられたものかどうかについて疑問をもつ。前述の総会の席上で、倉元要一委員が「日本の果合ひと云ふものを見て……此の決闘罪と云ふものを御規定になつたのですか。さう云ふ所から生れて来た規定であるか、或は西洋の一定の形式を備へた立会人迄拵へてやると云ふ決闘、それを標準にしてそれを予想して出来た規定であるか、立法の立前と云ふか精神と云ふか、それはどうなんでしょうございませう」と質問されたのに対し、泉二新熊委員は「現行法は明治二十二年に出来て居るのでありますが、其の時の社会情勢などはどう云ふものでありましたか、矢張りヨーロッパ風の決闘罪に関する規定を設ける必要に迫られて居るやうな事情であつて専ら西洋風の決闘と云ふものを眼中に置いたのであるかどうか、それは今薩張り判りませぬ」と答えておられるところからみると、当時、刑法学者の間に、決闘罪制定の事情が十分に理解されていなかつたとみてい

い。それは、刑法学者に、そうした知見を提供しえなかつた近代法制史学の立ちおくれともみられる。しかし、その後においても、決闘罪制定事情を考察した論考は、私の知る限りではみあたらない。

凡そ、一つの法律の存否を問題とする場合、その法律の制定事情を十分に理解し、その上で、現在における存在価値を考慮すべきであることは、いうまでもない。本稿は、明治中期において、決闘罪が、どのような社会的事情のもとで制定されたか、その使命は何であつたか、などの点を、できる限り詳しく検討、考察することを目的とする。浅学非才、資料の蒐集も十分でない寔に未熟な一文ではあるが、決闘罪の存否、変貌がふたたび論議の対象になつてゐる現在、なにほどの参考になるならば、私としては望外の倖である。

(1) 刑法施行法(明治四十一年三月二十八日・法律第二九号)によつて、「重禁錮」が「懲役」とよみかえられるほかは(第一条、すべて制定当初のままである。

- (2) さらにさかのほれば、現行刑法制定の際にも、それは問題になつたことがある。すなわち明治四十年二月二十三日、衆議院特別委員会の刑法草案審議において花井卓蔵博士は、決闘罪に関する規定を、刑法典中に採り入れ、別の章を設けることを主張し、九項目の私案を提出された。次の通りである
- 一 一人ヲ殺スニ足ル可キ兇器ヲ以テ決闘ヲ為サンコトヲ挑発シ又ハ其挑発ニ応シタル者ハ六月以下ノ禁錮ニ処ス
 - 二 決闘ヲ挑発スルニ方リ其一方ヲ殺ス意思ナルコトヲ明言シ又ハ其方法ニヨリ其意思ナルコトヲ明カナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ処ス
 - 三 決闘ヲ挑発スルコトノ囑託ヲ承諾シ又ハ其通知ヲ為シタル者(決闘媒介者)ハ六月以下ノ禁錮ニ処ス
 - 四 決闘ノ当事者其開始前任意ニ之ヲ中止シタルトキハ其挑発者及其承諾者並ニ決闘媒介者ニ對シ其罪ヲ論セス
 - 五 決闘ヲ為シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ処ス但決闘ニヨリ一方ヲ死ニ致シタルトキハ二年以上ノ禁錮ニ処ス其決闘力其一方ヲ死ニ致スヘキモノナリシトキハ三年以上ノ禁錮ニ処ス
 - 六 故意ニ決闘ニ関スル約束又ハ慣例ニ違背シ其一方ヲ殺シ又ハ毆傷シタル者ハ殺人又ハ傷害ノ各本条ニ照シテ処断ス但前数条ノ規定ニヨリ之ヨリ重キ刑ニ処スルトキハ此限ニ非ス
 - 七 介添人ナクシテ決闘ヲ為シタル者ハ各本則ノ二分ノ一ヲ加重ス但十五年ヲ超ユルコトヲ得ス
 - 八 誠意ヲ以テ決闘ヲ中止セシムルコトニ尽力セル決闘媒介者介添人決闘ニ立会ヒタル証人医師外科医ハ之ヲ罰セス
 - 九 侮辱セラレタルコトヲ指示シ又ハ侮辱セラレタリト脅迫シテ第三者ト決闘ヲ為サンムルタメ他人ヲ煽動シタル者ハ決闘アリタルトキニ於テハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ処ス

未整理の草案であるが、それは、正規の決闘による殺傷を、普通の殺傷よりも軽く罰することを主旨としている。この提案は、賛成者がすくなくして否決された（第二十三回衆議院特別委員会會議録・「刑法沿革総覽」・大正十二年・一九六八頁―一九七四頁参照）。

それを不満とする花井博士は、同年、「決闘罪論」（法学新報第一七卷一〇号・明治四十年十一月・三五頁以下、一一号・同年十二月・九頁以下）を書かれ、さらに三年後にも、それとほとんど同文の「決闘罪の規定に就て」（刑事法評論第二卷二号・明治四十三年二月・五頁以下、三号・同年三月・二〇頁以下）を発表され、決闘罪を独立の章として刑法典中に入れることを強く世論に訴えられている。博士は「決闘は……極めて高尚なる犯罪であつて、此犯罪こそ寧ろ国の元氣とも謂つべきもの」で「卑むべき犯罪と同視して重き刑罰を科する必要はない」「僕は文明の花と云ふ説に賛成である」（前掲決闘罪論・法学志林第一七卷一七号・一〇頁―一一頁）との立場を採られ、また刑法典中に決闘罪を入れる理由について、博士は「刑事法の性質を有する単行法律を蒐輯整理すると云ふことは、法典編纂の一の理由ともなるべきこと」（前掲論文、前掲雑誌・二二号・三五頁―三六頁）と、云つておられる。

(3) 久礼田益喜「改正刑法仮案註釈」、法律時報第三二卷八号（昭和三十五年）・三九三頁。

(4) 準備草案は、「改正刑法準備草案（刑法改正準備會・昭和三十六年）・六三頁、A・B案及び別案は、「法制審議會刑事法特別部會・小委員会參考案（第一次案）」（法務省刑事局・昭和四十五年）・八五頁―八六頁による。

(5) 前掲小委員会參考案・八五頁。

(6) 「法制審議會刑事法特別部會第五小委員会會議事要録（三）」（法務省・昭和四十一年）・二四七頁。

(7) 「刑法並びに監獄法改正調査委員會會議事速記録」・法務資料別冊第二三三号（昭和三十二年）・三七五頁以下参照。

(8) 草野豹一郎「決闘罪に対する立法的考察」、法律新報第五五五号（昭和十四年）・一〇頁、一一頁。

(9) 前掲調査委員會會議事速記録・三八二頁。草野氏が、後ちに本文で述べる光妙寺三郎の「決闘は文明の華」という言葉を引用されているのは、花井卓蔵博士が、昭和三年に刑法並監獄法改正調査委員會へ提供された決闘罪に関する資料によられたものと思われる。この資料については後述する。草野判事は、その前年の六月以降、同委員會の幹事であつた（司法沿革誌・昭和十四年・四一〇頁）。

(10) 前掲調査委員會會議事速記録・三八一頁。

二 明治十五年刑法編纂過程における決闘罪と、

その施行後の修正案にあらわれた決闘罪

明治二十二年、「決闘罪ニ関スル件」の法律が制定されたのは、前にも一言したごとく、明治十五年刑法に、その規定を欠

いていたためである。しかし、同法典の編纂過程においては、一時、決闘罪の規定が考慮されたこともあり、また、同法施行直後に編纂された改正案の中にも、それに関する規定を有したのもあつた。

周知のごとく、明治十五年刑法は、明治八年九月以降、司法省内において御雇外人ポアソナードを中心として編纂が始められたものであるが、初期の草案中には、決闘罪の規定が存在していた。草案を起草したポアソナードは、その事情を次のように述べている。⁽²⁾

日本帝国ニ於テ始メテ刑法草案ヲ起稿スルノ日ニ當リ、起草者ハ殊ニ決闘罪ノ一節ヲ設ケテ、以テ刑法草案第三卷第一章第三節ニ掲ケタリ。之ヲ掲グルノ前ニ當リ、或ハ之ヲ設ク可シト云ヒ、或ハ之ヲ設ク可ラズト云ヒ、衆議紛々タリシガ、遂ニ仮リニ草案ニ記載スルコトトナレリ。然ルニ其後元老院ニ提出スルノ日ニ至リテ編纂委員ハ今日、日本ニ此条令ヲ設クルノ不適當ナルヲ認メ、断然之ヲ削除シテ、遂ニ今日日本ノ刑法典中ニ其痕跡ヲ止メザルニ至レリ(句読点・手塚、以下、明治の出版物について全て同じ)

この「元老院ニ提出スルノ日ニ」「削除」されたというのは、明治十年十一月、司法省から「日本刑法草案」(全四七八条)が、政府へ上呈され、政府は翌月、元老院内に設けた刑法草案審査局に、その草案の審査を命じたから、この「日本刑法草案」成稿以前の段階で、決闘罪の一節は、草案から除かれたことを意味する。したがつて、この「日本刑法草案」にも、そしてまた、その原型と思われる「日本刑法草案直訳」(全四七九条)にも、決闘罪の規定はない。⁽⁴⁾ポアソナードは、別の機会に「本案に於テハ(刑法草案を指す)手塚註)果合ニ関スル一節ヲ起草シタリシカ、是レハ至当ニ此事項ヲ規定スルノ難キニ因ルニ非ルモ、少クモ果合ハ殊ニ現時ニ至テハ本邦ノ風習ニ非ルノ故ヲ以テ、直ニ削除セラレタリ」と述べ、さらに別の機会に「決闘之章……該章タルヤ、第二読図ノ際、(ま)廃案ニ属スルヲ以テ、初次ノ印行ニスラ猶之ヲ附セサリシモノナリ」とも述べているから、草案起草のきわめて初期の段階に、決闘罪の規定は、草案から取り除かれたものとみていい。とすれば、前に述べた「元老院へ提出スルノ日ニ至リテ」「削除」というのは、元老院審査局へ提出の直前ではなく、それ以前とい

う意味に理解すべきであろう。

しかし、私は、前に述べた十年十一月の「日本刑法草案」以前の草案中に、決闘罪の規定がふくまれているものを、残念ながらもまだ見出しえない。

「日本刑法草案」は、刑法草案審査局の審査を経て「刑法審査修正案」(全四三〇条)に改変され、元老院の審議を経て、十三年七月十七日太政官布告第三六号で公布、十五年一月一日より施行された。明治十五年刑法すなわちいわゆる「旧刑法」である。

この刑法典は施行直後から、司法省内ですでに早く改正の議が起り、数種の草案が作られ、さらにそれは参事院へ引きつがれ、草案が編纂された⁽⁸⁾。これらの草案中に、決闘罪の節が設けられたものはみあたらない。しかし、その後、ポアソナードが政府の命をうけて起稿した「日本帝国改正刑法草案」(Boissonde, *Projet révisé code pénal pour l'empire du Japon*, 1886)中にふくまれている改正草案(全五七六条)の中には、決闘罪の規定十二カ条がある。これには、詳しい注釈も附されている。ポアソナードは、明治十五年刑法編纂中果しえなかつた決闘罪の規定の復活を当然考えたわけである。その内容は、次の通りである。

前註

(1) ポアソナードの前掲仏文刑法草案は、司法省から「翻譯校正・刑法草案註釈」上下二冊として日本文で刊行された。この改正草案は、通し条数が附されていない。上段はその条文である(前掲書・下巻・三八八頁以下)。

(2) 前掲「刑法草案註釈」刊行前、ポアソナードの原著より条文だけを抜き出し、通し条数を附し、一応仮訳したと思われるものが、「日本刑法草案」(明治十八年)であり、中段は、その条文である(二九二頁以下)。

(3) 前二者とは別に、法務省所蔵「仏文日本刑法改正案第二編以下反訳」(筆写本、第二編第一四一条以下第五五六条まで完がある。この内容は、前の改正案よりも、はるかに明治十五年刑法に近い。ポアソナードが、前の改正案をさらに修正し、妥協案を別に作成し

たものとも考えられるが、なお疑問が多い。この中の第三編第一章第四節に決闘罪がある。この草案が、いかなるものかは後考にゆずるとして、ともかく、当時作成された決闘罪の別案と思われるので、下段にそれを掲げた。

第三節第二 決闘ノ罪

第一条 決闘ヲ為サシムルノ目的ヲ以テ若シクハ決闘ヲ為サシムルコトヲ予見シテ公然 誹謗、讒誘、凌辱ヲ為シタル者ハ、次条ニ記載シタル 挑撥ノ刑ニ処ス

又決闘ヲ提出シ若シクハ之レヲ承認スルコトヲ拒ミタルカ為メ公然人ヲ讒誘、輕蔑シタル者ハ同刑ニ一等ヲ加フ右二個ノ場合ニ於テハ次条ニ規定スルモノ、外讒誘、凌辱ヲ受ケタル本人ノ告訴アラサレハ起訴ヲ為サス然レトモ讒誘ヲ受ケタル本人前キニ挑撥ヲ為シ自ラ讒誘ヲ招キタルモノナルトキハ縦令ヒ後ニ之レヲ廃止シタリト雖トモ最早其告訴ヲ受理ス可ラサルモノトス

第二条 死ニ致ス可キ器械ヲ以テ決闘ヲ挑撥シタル者ハ其自ラ挑ミタルト代人ヲ以テ挑ミタルトヲ問ハス十五日已上

第三節ノ二 決闘

第三百九十九条(第一条) 決闘ヲ挑撥スルノ目的ヲ以テシ若クハ決闘ニ至ルコトヲ予知シテ誹謗、讒誘、凌辱ヲ為シタル者ハ次条ニ記載シタル 挑撥ノ刑ニ処ス

若シ決闘ヲ促カン又ハ之ヲ諾スルコトヲ拒ミタル者ヲ公然罵詈、讒誘シタルトキハ同一ノ刑ニ一等ヲ加フ前二箇ノ場合ニ於テハ次条ニ掲グルモノヲ除クノ外讒誘、凌辱ヲ受ケタル本人ヨリ告訴スルニアラサレハ起訴スルヲ得ス但シ讒誘ヲ受ケタル本人挑撥ヲ為シテ自ラ讒誘ヲ招キタルトキハ後ニ之ヲ取消スト雖モ其告訴ヲ受理スルノ限ニ在ラス

第四百条(第二条) 兇器ヲ以テ決闘ヲ挑撥シタル者ハ其自ラ挑ミタルト代人ヲ以テ挑ミタルトヲ問ハス十五日以上三

第四節 決闘ノ罪

第三百八十七条 決闘ノ挑撥ヲ招クノ目的ヲ以テ又ハ単ニ其結果ノ生スルヲ予知シテ侮辱又ハ凌辱ヲ為シタル者ハ次条ニ記載スル挑撥ノ刑ニ從ヒ之ヲ処ス決闘ノ申入ニ対シ承諾スルコトヲ答ヘサルニ依リ又ハ之ヲ承諾スルコトヲ拒絶シタルニ依リ公ニ侮辱又ハ輕侮シタル者ハ同刑ニ一等ヲ加ヘテ之ヲ処ス

前二条ノ場合ニ於テハ次条ニ規定スルモノヲ除キ被害者ノ告訴アルニアラサレハ訴追スルコトヲ得ス但シ被害者ニ於テ自ラ挑撥ヲ為シタルトキハ告訴スルモ又ハ被害者カ告訴ヲ取下げタルトキモ訴追スルヲ得ス

第三百八十八条 自己又ハ代人ニテ人ヲ殺スニ武器ヲ以テ決闘ヲ挑ミタル者ハ五等ノ無役禁錮及同等ノ罰金ニ処ス挑撥ノ繼續スルコトヲ目的トスルトキハ、檢察官ハ前条ニ規定スル侮辱罪ノ訴

三月已下ノ重禁錮及ヒ五十円已上三十円已下ノ罰金ニ処ス

若シ前条ニ予定シタル讒謗ヲ為セシモノナルトキハ第百十二条第二ニ定メタル限度ニ從ヒ本刑ニ讒謗ノ刑ヲ併セ科ス

檢察官挑撥罪ニ付キ起訴シタルトキハ尚ホ同時ニ讒謗罪ニ付テモ起訴ス可キモノトス

挑撥者捜査ニ先タチ決闘ヲ為サ、ル可キ旨ヲ無報ニテ承諾シタルトキハ其挑撥ノ刑ヲ免ス

然レトモ挑撥者ノ決闘ヲ放棄シタルハ報酬トシテ金額、有価物若シクハ其他金錢ヲ以テ算定ス可キ利益交付ノ約束又ハ其釈放ヲ得有セントノ目的ニ出テシモノナルトキハ其挑撥ノ本刑ニ処ス但シ其此利益ヲ得有センカ為メ決闘ヲ挑撥シタルトキ強取ノ最重刑ニ処スルヲ妨ケス

第三条 劔、刀若シクハ拳銃ヲ以テ決闘シ互ヒニ負傷セサルトキハ雙方共ニ一月已上六月已下ノ重禁錮及ヒ十円已上六十円已下ノ罰金ニ処ス

明治中期における決闘罪制定の一考察(一)

月以下ノ重禁錮及ヒ五十円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

若シ前条ニ記載シタル讒謗ヲ為セシモノナルトキハ第百十二条ノ二掲ケル程度ニ從ヒ本刑ニ讒謗ノ刑ヲ併セ科ス

檢察官挑撥ノ罪ニ付キ起訴スルトキハ尚ホ其讒謗ノ罪ニ付テモ起訴スヘキモノトス

挑撥者起訴ニ先チテ決闘ヲ為サ、ル可キヲ報酬ヲ受ケスシテ承諾シタルトキハ其挑撥ノ刑ヲ免ス

然レトモ挑撥者金額、有価物其他金額ニ見積ルヲ得可キ利益ノ交付又ハ約束ヲ以テ決闘ヲ放棄シタルトキハ仍ホ其刑ヲ科ス但シ強テ此利益ヲ得シカ為メ決闘ヲ挑撥シタルトキ虐取ノ最重刑ニ処スルヲ妨ケス

第四百一条(第三条) 劔刀若シクハ拳銃ヲ以テ決闘シ互ニ負傷セサルトキハ雙方共ニ一月以上六月以下ノ重禁錮及ヒ十円以上六十円以下ノ罰金ニ処ス
本刑ハ前二条ニ記載シタル挑撥及ヒ讒謗ノ刑ト混同セラル、モノトス

追ヲナスコトヲ得

訴追前ニ挑撥者ニ於テ無報酬ニテ決闘ヲ犯サ、ルコトニ決定シタルトキハ之ニ挑撥ノ刑ヲ適用セス

第三百八十九条 刀劔又ハ短銃ニテ鬭争ヲ為シタルトキハ創傷ヲ蒙ラシメサルモ各鬭争者ハ四等ノ無役禁錮及四等ノ罰金ニ処セラルヘシ

然レトモ兇器ヲ使用スルコトヲ拒ミ又ハ敵ノ侵撃ヲ避クル為ニノミ兇器ヲ使用シタル者ハ其罪ヲ論セス但侮辱ノ刑又ハ挑撥ノ刑ニ刑ニ処スルノ妨ナシ

第三百九十条 若シ鬭争ニ因リテ創傷ヲ蒙ラシメタルトキハ三等又ハ四等ノ無役禁錮及同等ノ罰金ニ処ス

右創傷ニシテ身体上ノ廢疾ヲ来ストキハ二等又ハ三等ノ禁錮及同等ノ罰金ニ処ス

第三百九十一条 創傷ニヨリ死ヲ致シタルトキハ四等又ハ五等ノ有期禁獄ニ処ス

第三百九十二条 左記ノ場合ニ於テハ各鬭争者ニ對シ第三百八十九条ニ規定シ

本刑ハ前諸条ニ予定シタル挑撥及ヒ讒
謗ノ刑ト混同セラル、モノトス

然レトモ故意ヲ以テ器械ノ使用ヲ止メ
又ハ其之レヲ使用シタルハ只対手人ノ
毆打ヲ防支スルニ過キサリシモノナル
トキハ決闘ノ本刑ヲ免ス但シ其本人讒
謗若シクハ挑撥ヲ為シタルトキ其本刑
ニ処スルハ格別ナリトス

第四条 決闘ニ依リテ輕傷ヲ生シ僅カニ
二十日以内ノ廢業ニ致シタルトキハ其
創傷ヲ加ヘタル一方又ハ雙方ノ者ハ二
月已上一年以下ノ重禁錮及ヒ二十円已
上百円已下ノ罰金ニ処ス

又創傷ニ依リテ二十日又ハ其已上ノ廢
業ニ致シタルトキハ三月已上八月已
下ノ重禁錮二十五円已上百五十円已下
ノ罰金ニ処ス

又創傷ニ依リテ不治ノ症ト認定ス可キ
癩疾ニ致シタルトキハ六月已上三年已
下ノ重禁錮及ヒ五十円已上百五十円已下
ノ罰金ニ処ス

第五条 決闘前ヨリ死ニ致スノ意思ナク
シテ創傷ニ依リテ死ニ致シタル者ハ一

但シ自ラ武器ノ使用ヲ止メ又ハ之ヲ使
用シタルモ敵手ノ毆打ヲ防支スルニ過
キサリシトキハ決闘ノ本刑ヲ免ス其本
人讒謗若クハ挑撥ヲ為シタルニ依リ之
カ刑ヲ科スルハ格段ナリトス

第四百二条(第四條) 決闘ニ依テ輕傷ヲ
生シ二十日以内ノ休業ニ至ラシメタル
トキハ其創傷ヲ加ヘタル一方又ハ双方
ノ者ハ二月以上一年以下ノ重禁錮及ヒ
二十円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

又創傷ニ依テ二十日以上ノ休業ニ至ラ
シメタルトキハ三月以上八月以下ノ
重禁錮二十五円以上百五十円以下ノ罰
金ニ処ス

又創傷ニ依テ不治ノ症ト認メラレタル
終身ノ癩疾ニ致シタルトキハ六月以上
三年以下ノ重禁錮及ヒ五十円以上五百
円以下ノ罰金ニ処ス

第四百三条(第五條) 決闘前ヨリ死ニ致
スノ意ナクシテ創傷ニ依テ人ヲ殺シタ
ル者ハ一年以上四年以下ノ重禁錮及ヒ
五十円以上三百円以下ノ罰金ニ処ス

決闘前ヨリ死ニ致スノ意アリタルノ証

タル刑ニ一等ヲ加フ

第一 若シ証人ヲ立テスシテ鬭争ヲ為
シタルトキ

第二 第三百八十九條ニ記載シタル以
外ノ兇器ヲ用ヘテ鬭争ヲ為シタルト
キ

第三 短銃ヲ以テ決闘スル場合ニ於テ
鬭争者相互ニ其彈丸ノ達スル距離ノ
半分以内ニ在リテ鬭争ヲ為シタルト
キ

左記ノ場合ニ於テハ鬭争者ノ一人ノミ
ニ對シテ一等ヲ加フ

第一 鬭争者ノ一人ノミ証人ノ幫助ヲ
得タルトキ

第二 抽籤ニ依リ己ノ対手人ノ兇器ヨ
リ利益ナル兇器ヲ用ヘタルトキ

第三 同日同原因ニ付キ己ノ対手人ヲ
挑ミテ更ニ第二ノ鬭争ヲ為シタルト
キ

第四 決闘ヲ挑撥シ又ハ挑撥セラレタ
ル者ノ男兄弟若クハ從兄弟ニアラス
シテ代リテ鬭争シタル者

第三百九十三條 前条ニ規定シタル不正

年已上四年已下ノ重禁錮及ヒ百円已上三百円已下ノ罰金ニ処ス

決闘前ヨリ死ニ致スノ意思アリタルノ証判明ナル者ハ二年已上五年已下ノ重禁錮及ヒ二百円已上五百円已下ノ罰金ニ処ス

第六条 潔白ノ決闘ニ於テハ其最初ノ犯罪ニテ受ケタル刑ノ如何ヲ問ハス同年内更ラニ同罪ヲ犯シタル者ニアラサレハ再犯トシテ其罪ヲ加重スルコトヲ得ス

第七条 左ニ列叙スル意外ノ理由ニ依リテ其決闘ヲ停止シタル決闘者双方ニ対シテ第三条ニ記載セシ刑ニ一等ヲ加フ
第一 証人ナクシテ決闘ヲ為シタル時
第二 使用シタル器械第三条ニ指定シタルモノニアラサル時

第三 決闘者ノ一人死ニ至ル迄戦フ可キモノナル時

第四 拳銃ヲ以テ決闘ヲ為シタルニ決闘者双方間ノ距離其拳銃弾度ノ半ハニ達セサル時
左ノ場合ニ於テハ決闘者ノ一人ニ限り

明治中期における決闘罪制定の一考察(一)

抛判然タル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮及ヒ二百円以上五百円以下ノ罰金ニ処ス

第四百四条(第六條) 正当^{コウヤナル}ノ決闘ニ関シテハ初犯ノ刑ノ如何ヲ問ハス同年内再ヒ同一ノ罪ヲ犯シタル者ニアラサレハ再犯加重ノ例ヲ適用セス

第四百五条(第七條) 左ニ記載スル意外ノ理由ニ依テ其決闘ヲ中止シタル者ニ對シテハ双方共ニ第三条ノ刑ニ一等ヲ加フ
第一 証人ナクシテ決闘ヲ為シタル時
第二 使用シタル武器第三条ニ指定シタルモノニアラサル時

第三 決闘者ノ一人死ニ至ル迄戦闘ヲ続ケタル時
第四 拳銃ヲ以テ決闘ヲ為スニ當リ決闘者双方間ノ距離其弾程ノ半ハニ達セサル時

左ノ場合ニ於テハ決闘者ノ一人ニ限り其本刑ニ一等ヲ加フ
第一 決闘者ノ一人証人ヲシテ臨場セシメタルトキ

式ノ決闘ニ於テ闘争者ノ一人ニ對シテ死不具若クハ創傷ヲ生セシメタルトキハ通常ノ故意ノ殺人創傷及ハ毆打ノ刑ヲ適用ス

若シ己ノ對手人ニ於テ兇器ヲ失^(まき)ヘ創傷ヲ受ケ若クハ明カニ闘争ノ継続ヲ停止スル有様ニ在ルトキ又ハ証人ニ於テ闘争ヲ停止スヘキコトヲ命シタル後之ヲ侵襲シタル場合ハ亦前項ノ例ニ依ル

第三百九十四条 罪ト為ルヘキ方法ニ依リ對手人ノ一方若クハ他方ニ對シ正式若クハ不正式ノ決闘ヲ為スコト又ハ単ニ第三百八十七条及第三百八十八条ニ^(まき)起定シタル挑撥若クハ侮辱ヲ為スコトヲ勸励シ若クハ決心セシメタル者ハ若シ加重ノ原因ヲ知り又ハ予知シ得ヘキトキハ重刑ヲ受クヘキ對手人ノ一人トシテ之ヲ所断ス

第三百九十五条 決闘ノ証人ニシテ第三百九十二条ニ^(まき)起定シタル不正式ノ決闘ニ於テ闘争者ヲ幫助シ又ハ闘争者ノ一方カ闘争ヲ開始シ若クハ継続スルコトヲ停止スルノ有様ニ在ルトキ其闘争ヲ

其本刑ニ一等ヲ加フ

第一 決闘者中一人証人ヲシテ臨場セシメタル者

第二 抽籤ヲ以テ定メタルニ拘ハラス対手人ニ比スレハ一層利アル器械ヲ使用シタル者

第三 同一ノ対手人ニ對シテ同日同原由ノ為メ第二ノ決闘ヲ申出テ且之ヲ為シタル者

第四 其子、兄弟若シクハ甥姪ニアラサル挑撥者若シクハ被挑撥者ニ代リテ決闘ヲ為シタル者

第八條 前条ニ予定シタル不潔白ノ決闘ノ場合ニ於テ対手人ヲ創傷、癍疾若シクハ死ニ致シタル時ハ其之レヲ致セシ者ハ故意ノ殴打創傷若シクハ故殺ニ付テノ普通法ノ刑ニ処ス

器械ヲ失ヒ創傷ヲ受ケ若シクハ決闘ヲ継続シ得サル状態ニ在ルコト判然タル対手人ヲ撃チ又ハ証人止戦ヲ命シタル後対手人ヲ撃チタル者ニ付テモ亦同シ
第九條 罪タル可キ手段ヲ以テ決闘者中一人ヲ教唆シ潔白若シクハ不潔白ノ決

第二 抽籤ヲ以テ定メタルニ拘ハラス

敵手ニ比スレハ一層利アル武器ヲ使用シタルトキ

第三 同一ノ敵手ニ對シテ同原由ノ為メ同日第二ノ決闘ヲ為シタルトキ

第四 其子兄弟若クハ甥姪ニアラサル挑撥者若シクハ被挑撥者ニ代リテ決闘ヲ為シタルトキ

第四百六條(第八條) 前条ニ記載シタル不正ノ決闘ヲ為スニ當リ其敵手ヲ創傷、癍疾若クハ死ニ致シタルトキハ本人ヲ殴打創傷故殺ノ例ニ照シテ処断ス
武器ヲ失ヒ創傷ヲ受ケ若クハ引続テ決闘スルヲ得サル状態ニ在ルコト判然タル敵手ヲ殴打シタル者又ハ証人止戦ヲ命シタル後敵手ヲ殴打シタル者モ亦同シ

第四百七條(第九條) 有罪ノ手段ヲ以テ決闘者ノ一人ヲ教唆シ及ヒ正当若クハ不正ノ決闘ヲ為サシメ又ハ単ニ前述第一條第二條ニ記載シタル讒謗若クハ挑撥ニ決心セシメタル者其加重ノ原由ヲ知り若クハ予知スルヲ得タルトキハ最

妨ケ又ハ止メサルトキハ重刑ヲ受クハキ闘争者ノ一人トシテ之ヲ所断ス

第三百九十六條 単ニ医師ノ資格ヲ以テ決闘ニ立会フタル内科又ハ外科医師ハ常ニ刑ヲ免除ス

第三百九十七條 軍人及ヒ常人ノ間ノ決闘ニ於ケル侮辱挑撥又ハ闘争ニ付テモ亦タ前數條ノ規定ヲ適用ス

闘ヲ行フコトニ決心セシメ又ハ単ニ已上第一条第二条ニ予定シタル讒誘若シクハ挑撥ニ決意セシメタル者ハ其加重ノ原由ヲ知り若シクハ予知シ得タルトキニハ最重刑ニ処ス可キ対手人ト同刑ニ処ス

第十条 証人第七条ニ予定セシ不潔白ノ決闘タルヲ知リナカラ之レニ臨場シ又ハ決闘者中一人決闘ヲ始シメ若シクハ之レヲ継続シ得サルノ状態ニ在ルモ尚ホ其決闘ヲ防止セザリシ者ハ最重刑ニ処ス可キ決闘者ト同刑ニ処ス

第十一条 内外科ノ医師只其医師タルノ資格ヲ以テ決闘場ニ臨ミタル者ハ常ニ其刑ヲ免除ス

第十二条 本条例ハ軍人及ヒ常人間ノ決闘ニ関スル讒誘、挑撥若シクハ交闘ニモ適用ス可キモノトス

重刑ニ処ス可キ敵手ト同ク論ス

第四百八条(第十条) 証人第七条ニ記載シタル不正ノ決闘ナルヲ知テ之ニ臨場シ又ハ決闘者ノ一人決闘ヲ始ムルコト能ハス又ハ引統テ之ヲ為スコトヲ得サル状態ニ在ルモ尚ホ其決闘ヲ防止セザリシトキハ最重刑ニ処ス可キ決闘者ト同ク論ス

第四百九条(第十一条) 内外科ノ医師単ニ其資格ヲ以テ決闘場ニ臨ミタルトキハ常ニ其刑ヲ免ス

第四百十条(第十二条) 此条則ハ軍人及ヒ常人間ノ決闘ニ関スル讒誘挑撥并ニ其決闘ニモ適用スヘキモノトス

これらの草案にあらわれた決闘罪の規定は、前述の明治十五年刑法編纂中に考慮されたものと全く同じか、あるいは大同小異のものであつたにちがいない。ポアソナードの決闘罪の構想は、一定の方式を履んで行ふ「潔白」の決闘と、そうでない「不潔白」の決闘に分け、後者の結果である死傷には普通刑法を適用するが、前者による死傷には、一段と軽い刑罰を以

て臨むことを主眼としている。決闘を処罰の対象にはするが、それが正規のものである限り、普通の殺人、傷害とは区別して、特別に取扱うわけである。決闘を全面的に否定しえないところは、いかにもフランス人的発想であろう。ポアソナード自身は、その立法趣旨を次のごとく述べている。⁽¹⁰⁾

日本ニ於テ、近来、絶テ決闘ノ例ナシトテ、後來ニ於テモ必ラス之レナシト断定スルコトヲ得ス。欧州諸国ニ於テ、常ニ決闘ノ原由タル所ノ新聞雜誌ノ議論ハ、又日本ニ於テモ決闘ノ原由トナルニ至ルコトアル可シ。殊ニ国会ノ設立近キニ在リ。一旦国会制度ヲ設クルニ至レハ、政治上議論数派ニ分レ、各活潑心ニ其主義ヲ論スルニ至リ、從ツテ公衆ニ対スル演説ニ於テ殊ニ新聞紙上ニ於テ、或ハ時トシテ国会議場ニ於テ、互ヒニ反對説ヲ主張シ、其熱心ノ局、遂ニ人ノ名譽ヲ毀損ス可キ議論ヲ発スルニ至リ、而シテ其凌辱ヲ受ケタル本人ハ、欧州諸国ノ余影ニ倣ヒ、凌辱人ヲ裁判所ニ訴ヘ、之レヲシテ輕微ナル刑ヲ受ケシメ、又之レニ對シテ只名義ノミニシテ実効少ナク、且ツ為メニ一層ノ擯斥ヲ來ス可キ賠償金ヲ得ンヨリハ、寧ロ『武器ヲ以テスルノ名譽回復』(是レ世人ノ唱フル所ノ名称ナリ)ニ出ツルヲ優レリトスルカ如キノ恐レ又之レナシトセサルナリ……立法者ハ、彼急流ニ沿フテ防水堤ヲ築キ、懸崖ニ臨ンデ障棚^(まき)ヲ設ケ、以テ危険ヲ予防シ、意外ノ災害ヲ未萌ニ防止スル邑政ニ倣ヒ、總テ罪タル可キ所為ニ付テハ、予シメ之レカ法律ヲ設定シ置カサル可カラサルナリ。

そして、潔白の決闘による殺人、傷害を、普通のそれと區別する理由については、

實ニ主要ノ差別ト思惟スル所ノモノハ、決闘ニ於テハ、攻撃防禦ノ手段ニ、完全ナル平均アルコトニ在リ。是レ決闘ニ主要ナル潔白ニシテ、即チ不潔白ノ決闘ニハ一切普通刑ノ例外ヲ拒絕シタル所以ナリ。……即チ此平均云々ノ要件ハ、其決闘ノ死ニ致ス可キモノタルニ拘ラス、之レヲ人ノ生命ニ對スル普通法ノ犯罪ト區別セサル可ラサル二個ノ元素ト為ル可シ。即チ襲防手段ノ平均ナルコトハ、決闘ノ罪ニ關シテ德義上ノ罪害ヲ減シ、又從ツテ不期ノ災害ヲ減少シ、社会ノ害悪ヲ減少スル所アレハナリ。

と述べている。⁽¹¹⁾

さらにポアソナードは、その後、日本における決闘罪の必要を論じた一文をまとめ、フランス本国の雑誌に寄稿した。その翻訳が、明治二十年「東洋法学叢誌」第六号以下に連載されている。⁽¹²⁾ここでも、彼は「日本人ハ一般ニ其性質豪邁ニシテ

果敢ナレハ、其他ヨリ甚シキ詰辱ヲ蒙ルトキハ之ヲ甘受スルコトヲ潔シトセス。必ス身ヲ挺ンデテ之ト闘ヒ、以テ自ラ復讐ヲ為スコトハ、其性質上ヨリシテ又タ止ムヲ得サルコトナルヘシ。而シテ斯ノ如キ挙動ハ衆評ニ之ヲ非難セスシテ、暗ニ之ヲ賞揚スルカ如キ形跡アルハ掩フ可カラサル事⁽¹³⁾であるから、現在のところ「日本ニ決闘ノ事実ナキヲ視テ之ヲ演繹シテ、將來亦之レナシト為スハ皮相ノ見タルニ過ギス⁽¹⁴⁾」されば「雨降ラザルニ隔戸ヲ縋纏シテ、以テ其ノ刑罪ヲ予定スルコト甚ダ緊要ナリ⁽¹⁵⁾」と、日本における決闘罪の必要を強調している。彼の決闘罪へ寄せる執念と自信、以てみるべきであろう。果せる哉、その後ち数年をいわず、彼の予言したごとく、わが国社会には、決闘の申込の流行をみるに至り、二十二年の末には、遂に決闘罪の制定にふみ切らざるをえなかつたことは、後節に詳述する通りである。もしも、ポアソナードが、最初に提案したごとく、明治十五年刑法の中に、決闘罪の規定が編入されていたとすれば、⁽¹⁶⁾決闘の申込の流行はさげられたかも知れないし、またそうした事実が発生したとしても、それに対する世間的評価は、かなりちがった結果を招いたであろう。

- (1) 石井良助「明治文化史・法制篇（昭和二十九年）・四五二頁
- (2) ポアソナード、素襄生訳「日本刑法草案決闘論・東洋法學叢誌第六号（明治二十年四月五日）・二六頁。この翻訳については註12・参照
- (3) 石井・前掲書・四五三頁。
- (4) 大審院書記局編「草案比照・刑法」（明治十九年）に両草案は収められている。なお「日本刑法草案」は、岡塚郎編「日本近代刑事法令集」中巻（昭和十七年）三七七頁以下にも収録されている。
- (5) 「刑法草案述義」（明治十六年九月）・五三三頁。これは、明治十五年刑法公布（十三年七月）直後、ポアソナードが起草した修正案並にその註解（第三七三条までで中絶）を翻譯したものである。
- (6) ポアソナード「翻譯校正・刑法草案注釈」上巻（明治十九年）・五頁。同書については註9・参照。なお、同書の別の個所には「本法最初ノ草案ヲ編纂シタル時、決闘ノ為メ、一節ヲ設ケタリシカ、此節ニ付テ討議ヲ遂ケ、仮リニ採用セラレタリシ。然ルニ此法案ヲ政府ニ差シ出シタル時、審査委員ニ於テ、之レヲ削除シタリ云々」（下巻・三九五頁）と述べ、あたかも元老院の刑法草案審査局において、削除したように理解されるが、これはポアソナードの思いちがいであらう。

一 明治中期における決闘罪制定の一考察 (一)

一八 (二七四)

(7) 当時の断片的な草案数種が、現在、法務省に所蔵されており、また、そうした初期の草案に、ポアソナードの註釈が附されて刊行されているものが若干現存している (例えば「刑法草案講義筆記」・明治十六年六月刊)。

(8) 拙稿「明治十六年・参事院の刑法改正草案——明治法制史料拾遺(3)」・本誌第四二卷一〇号・六〇頁以下参照。

(9) すでに本文でも述べたごとく(本稿九頁、前註1・参照)、この日本語訳が、司法省から刊行された「翻譯校正・刑法草案註釈」である。刊年は不明であるが、巻頭にあるポアソナードより山田司法卿(頭義)、大木元老院議長(喬任)らへの献辞の日付は、一八八六年(明治十九年)三月二十一日である。

(10) ポアソナード・前掲草案註釈・下巻・三九六頁―三九七頁。

(11) 前掲書・四〇一頁―四〇二頁。

(12) 東洋法学叢誌第六号(註2・参照)の「翻譯」欄に「左ノ一篇ハ日本刑法草案中ノ決闘罪ノ一節及ヒ其ノ之ヲ設ケシ所以ノ主意ヲ敷衍シタルモノニシテ佗國ノ或ル法律雜誌ニ記載シタル者ナリ。蓋シ刑法草案者ナル『ポアソナード』氏ノ本国ニ通知セルモノニ係ルト云フ。有益ノ者ナレバ之ヲ訳出ス」として「日本刑法草案決闘論・素襄生訳」を掲載している(二六頁以下)。同号以降、第七号(二十年四月)九頁以下、第八号(同年五月)、一四頁以下、第一〇号(同年六月)一一頁以下に連載され、なお未完結であるが、同誌の第二号(第一一号には掲載せず)以下が続刊されたかどうかかわからないので、連載の有無も不明である。因みにフランスの雑誌名も確めえない。大方の御教示を乞う次第である。

(13) 前掲論文・前掲法学叢誌・第七号・一一頁。

(14) (15) 前掲論文・前掲法学叢誌・第六号・二八頁―二九頁。

(16) 宮城浩威は、明治十五年刑法について「我刑法ハ其壁頭第一条ヨリシテ現ニ非難ヲ受ケ、全編四百三十条其非難ヲ免ルモノ幾何アルカ。……我現行刑法ハ……ポアソナード氏之ヲ起案シ、司法省之ヲ翻譯シ併セテ修正増減シ、元老院復タ之ヲ審査修正シタルモノトス。ボ氏ノ起案ハ現行法ニ比スレハ其善良ナルコト数等ナリ……司法省之ヲ翻譯シ之ヲ修正増減シテ不良ヲ来シ、元老院亦之ヲ審査修正シテ愈々益々不良ヲ致シタリ。……我刑法ハボ氏ノ草案以降一回ハ一回ヨリ不良トナリテ、今日ノ結果ヲ来シタルヲ悲ムノミ」と述べている(「刑法正義」下巻・明治二十六年・九七二頁―九七三頁)。全般的にこうした批判が当たっているかどうかは、いましばらく措く。しかし、決闘罪に関する限りでは、ポアソナードの起案は——その内容が日本の現実社会に則したものであつたかどうかは別として——その必要を予知した点では、たしかに先見の明があつたものといえるのである。

三 明治十五年刑法施行前後の決闘論議と、決闘申込事件

西洋各国で行われる決闘を、日本人が模倣した嚆矢は、いつであつたか、それは確めえないが、明治十一年一月、当時イ

ギリスのロンドンに滞在していた馬場辰猪が、国際法の問題の争いから、同じ土佐出身の留学生真辺戒作に決闘の申込を行い、拒絶されたのを憤慨し、真辺を傷つけ、イギリスの裁判所で宣告猶予、国外退去を命ぜられたのは、もつとも早いその一例であろう。馬場は、決闘が公認状態になつてゐるフランスへ渡つて決闘を行うことを申入れたといわれるから、⁽¹⁾日本の果し合ひではなく、西洋風の決闘を意識してゐたことは確實である。

日本の国内では、明治十五年刑法施行前後の頃から、一部識者の間で、西洋の決闘が注目され、そして決闘の是非についての論議が行われ、また、実際に決闘の申入れを行う事件があらわれはじめた。前掲刑法典は、前にも述べたごとく十三年七月に公布されたが、その中に決闘の規定を欠いていたので、そうした論議を呼び、また決闘を試みんとする者が、実際にあらわれたものと思われる。

法律の雑誌に掲載された決闘関係の記事としては、明治十四年の法律雑誌第一四七号、第一四九号に連載された「決闘論」⁽²⁾は、そのもつとも早いものの一例であろう。これは、「⁽³⁾仏国法庭ノ雄弁」と題するフランス書の一節の翻譯である。フランスにおいては、一八三七年、それまで刑法典中に決闘罪の規定のないのを理由にして、決闘を処罰しなかつたことに對し、検事総長デュパン (Dupin) は異議を唱え、決闘を有罪とする論告を為し、破毀院もその意見を容れて同年六月の判決で決闘を処罰し、その後ちしばらくの間は、そうした判例が維持されたことがあつたが、⁽⁴⁾このときのデュパンの論告を翻譯したものが、前掲決闘論のようである。

決闘是非論が公然と論議されたのは、私の知る限りにおいて、明治十四年六、七月頃、⁽⁵⁾国友会の討論会が最初である。この「決闘論」の發議者は、原猪作で、⁽⁷⁾彼が冒頭にまず次のような問題提起を行った。⁽⁸⁾

決闘即ち果合なるものは、古來、我邦にも之れありて、徳川政府の時世に於ては之れを黙許に附せしが、維新以後、我政府は之れを目して法律を犯し社会を紊亂するものとし、⁽⁹⁾蔽に禁止の命を下したり。……余が持論、決闘は實に已むべからざる情実に出づる者なれ

ば、之れを禁ずべからずと云ふにあり。夫れ人の舌戦口論を為すや、一人は之れを是とし、一人は之れを非とし、互ひに其見る所を取て他に下らざるは、世間の常情なり。……故に終局する所は、之れを腕力に訴へて事の曲直を決するの外なし。抑も一國が外邦に対するや、常に道理を以て争ひ道理を以て決するものに非ず、遂に干戈に訴ふるの已むを得ざるものあるに非らずや。余は断じて曰はんとす。世人各自が交際を為すや、道理を以て判せずんば、之れと腕力に決するは天理に出でたるが若く、然り故に決闘を許すは毫も不可なる所なし。……諸君の之れを賛成するや否や。

この發議に対し、會員から賛否兩論の意見が述べられ、はげしく争われた。まず、柿内正輔、青木匡の反対論⁽⁹⁾、佐伯剛平の賛成論⁽¹⁰⁾があり、つづいて馬場辰猪が賛成論を次のごとく強調した⁽¹¹⁾。

夫れ決闘は法律に於て問ふべきの跡なく、又之を告訴すべからざる道徳上より起る所の争ひにして、為めに双方の悲憤を啓発し、即ち兩個讐敵の熱情を消散するものなり。故に双方共に証人あり、適當なる規定に拠て之を為さしめ、若し互に勝負あらざれば、是れ天理に従て双方に是非なきものと断定す。蓋し斯の如き場合に於て、政府が法律を以て之れを禁止することあらば、或は私怨の為めに途上に要殺するものあらん。或は復讐と稱して暗夜に刺撃するものあらん。故に一方に於て忿怨を慰するの道を許さざれば、其害反て焉より大なるものあらん。黙許にもせよ措て之れを問はざれば、必ず國中偏私の争闘を滅して、人民をして公正の心を懐かしむるの利を生ぜん。……決闘を以て非物視するは、抑も何の心ぞや。更に……決闘を許すは、社会の武力を養ふて文明を維持するに足る。何となれば能く世俗の柔弱を勵まし之れをして健全の氣象を發揮せしめ、以て忍耐勉強を養成すればなり。

馬場は、前に述べたごとく、決闘申込の経験者であるが、この申込は右のような見解に立つて躊躇なく行われたものと思われる。この馬場の所見に対し、高橋基一、林包明は賛意を表し⁽¹²⁾、大石正巳、堀口昇、末広重恭は反対の意見を述べた。末広の反対論は、次の通りである⁽¹⁴⁾。

天下の理否を判するは腕力にありと云はば……互に鬭争して勝敗を決するに至らん。然らば野蠻草昧の時世復た今日に顕出すべし……論者は決闘を許して社会の武気を養成し、以て文明を進歩すべしと云へり。吾輩は文明は智力を貴ぶを知り、腕力を貴ぶを知らず、腕力説は野蠻世界に行はるべく、之を文明社会に説くべからず。論者且つ曰く、決闘は之れを告訴するに由なきときに起る云々と、是れ自ら断して起訴すべき端緒なしと妄想せるなり。之れを告訴するに於て豈に一の方法なからんや。又、之れを問ふべき法律なしとするか、

然れば法律を改正す可きなり。何ぞ為めに決闘を許すの理あらんや。

馬場は未広説に反駁し、さらに次のごとく自説を敷衍した。⁽¹⁵⁾

吁、文明の開発すること彼の国の如くなるも、尚ほ法律を以て各人の決闘に立入らず、自由に放任せり。然るに之を知らず、欧州を以て野蠻同一の邦国と評するは、抑も如何の意ぞや。夫れ文明国に於て、最も重んずる者は榮譽なり。今榮譽を損せられざらんが為に行ふの決闘を以て、蒙昧世界の腕力を貴ぶ者と一様視するは、安んぞ知らん、論者の即ち野蠻説を唱ふるに非ざるなきを。

こうした討議終了後、議長西村玄道は、聴衆に賛否を問うたところ、「反対論に同意するもの満場十の七八」⁽¹⁶⁾であつたといふ。すなわち、馬場らの決闘是認論は、聴衆多数の同意がえられなかつたのである。

同年十二月から翌十五年一月にかけて、法律志叢第八十五号乃至第八十九号に、無署名の「決闘論」が連載された。⁽¹⁷⁾この筆者は、「余嘗て仏国巴里府ニ遊学ノ際云々」⁽¹⁸⁾とあることから、フランス留学帰りの法律家にはちがいないが、その正確な氏名は不明である。この論考は、「仏国ニ於テ今日流行スル所ノ決闘ハ……彼有名ナル千七百八十九年ノ大革命ト共ニ死灰再燃シテ復タ政事社会ニ現出シ来レリ。我国ニ於テモ二十三年ニ国会力開設スルノ命アリ。是時ニ当レハ政党ヲ組織シテ政事上ノ議論勃々隆盛ナルハ固ヨリ希望スル所ニシテ最モ賀スヘキコトナレトモ、或ハ政事思想ト共ニ、欧ノ習慣ヲ輸入シ来テ、我社会ニ此決闘ノ非風ヲ演出センコトヲ畏ル」⁽¹⁹⁾との見地に立つて書かれたものである。

この論考によると、決闘は「習慣中一定ノ規則ヲナシテ勝敗ヲ決スル」「一種特別ノ契約」⁽²⁰⁾であるとする。そして各種の決闘養成論に反駁している。まず名譽が毀損されても「通常裁判権ノ干渉スル能ハサル場合」に「決闘ヲ以テ之レニ代理スルハ良好ノ手段」という説があるが、「此論旨ハ法律ノ遺漏ヲ補理スルニ過ササル」もので「若シ法律ノ遺漏アリテ裁断スル能ハサルトキハ之ヲ改良シテ完全ナル法律ヲ制定スヘ」きである。⁽²¹⁾「決闘ハ士氣ヲ振作シ義胆ヲ養成スル」ともいわれるが、それは「最モ非ナル」説で、「腕力ヲ養成スルモ決シテ氣節ヲ振作スルモノニ非」⁽²²⁾ず、また「一人一己ノ裁判ハ正当ナ

り。決闘ハ一己人裁判ナリ、故ニ之レヲ可トス」との説があるが、「此説ニ由レハ刑法ヲ要セス。諸法律ヲ無用ノ一言ニ帰スル主旨」である。もしも「裁判所ヲ廢シテ法律ヲ除カハ、社会ハ果シテ如何ナル形況ヲ現出スヘキヤ」を思うべきである。⁽²³⁾故に「決闘ハ野蠻ノ遺風、決シテ一日モ文明社会ニ其痕跡ヲ留ム可ラザル」ものである。しかし、「名譽ハ人生ノ宝玉」であるから保護しなければならぬ。⁽²⁴⁾そこで、一方では決闘を禁じ、他方名譽を保護する手段を、次のように提唱している。⁽²⁵⁾

其一ハ懲治ノ律ヲ設ケシ、以テ其決闘者ヲ処スヘシ。其二ハ一律ヲ設ケ、以テ名譽ヲ保護スヘシ。畢竟、此決闘ヲ為スハ其原因多シト雖モ、其要名譽回復ニ在リ。是レ其法律ノ名譽ヲ保護スルニ足ルモノナキヲ以テ、各自裁判ヲ為スニ至ル。故ニ詳密ナル讒謗律ヲ制定シ、以テ名譽ヲ全スルヲ得セシメハ、決シテ狗死ノ決闘ヲ用ヒ慘状ヲ演スルニ至ラサルヤ必セリ。……決闘ヲ果スニ至ルノ順序ヲ細別スレハ三箇ノ階級アリ。即チ決闘ヲ挑ノ所為ニ初マリ、相互ノ承諾ニ因テ契約ヲ為スモノ之レニ次キ、最後ニ決闘ヲ果スモノ是レナリ。故ニ是ノ各種ニ從テ輕重ノ罰ヲ加フルトキハ慘状ヲ見ルノ憂ヲ免ルニ庶ラン歟。……決闘者ヲ罰スルニ注意ヲ要スヘキモノアリ。決闘ハ人ヲ殺傷スルト雖モ、故意ノ殺傷ヲ以テ論スル能ハサルナリ。固ヨリ故意ニ出ル所為ト雖モ合意以テ相殺傷スレハナリ。然ラハ則チ人ヲ殺傷スルモ決シテ普通刑法ノ殺傷律ヲ用ユ可カラス。即チ輕罰ヲ以テ擬ス可キナリ。

この論者は、決闘には、普通刑法を適用せず、特別法を制定し、普通の殺人傷害よりも軽く罰すべきことを提唱しているのである。正にポアソナード流の考え方である。

ところが、前に述べたごとく、識者の中にも決闘礼讃論者があつたこととて、一般世間にもそれを是認し、且つそれを実行せんと試みるものが現われたとしても、決して偶然とはいえない。そのもつとも早い一例が、熊本における次の決闘申込さわぎである。明治十五年三月二十二日・朝野新聞に、次の記事がある。

去る八日の事なり。熊本に帰省中の林正明氏のもとへ、紫溟会員の⁽²⁶⁾高島則彬、有田友次、佐々木正之の三氏が訪つれ、先比近事評論に紫溟会は真理を破壊するの虚無黨と記載せしは如何なる訳けにやとの詰問に、林氏は編輯の事は一切編輯長の権内であれば、余は其の責を受くべき者にあらず。併し編輯者に代りて其弁明をなすも苦しからずと、夫れより種々弁明論ありしかども、更に果てしなく、高島氏

は、吾れ聞く西洋各国にて新聞記者等が紙上の論戦にて勝敗決せざる時は、独身決闘すと、今回の事たるや我れ我れ憤怒に堪へず。願くは君と腕力もて決闘せんと急ぎ立たるを、林氏は少しも騒がず、余は生来卑怯にして左様な決闘をなすの勇なければ、是亦先生の需めに応ずる能はずと答へしかば、高島氏は然らば謝罪状を貰ひたしといふに付、林氏は最易き事なりと直ぐに「小生社主タルヲ以テ御責問ニ預リ腕力決闘ノ御所望ヲ受ケタレトモ生来卑怯且ツ柔弱ニシテ其需ニ応ズル能ハズ云々」との書面ヲ認めて渡したれば、三氏は之を請取り鬼の首でも得たるが如く喜び勇んで立去りしといふ。項羽にも劣らぬ剛勇と称すべきや否や。

つづいて翌年早々には、金沢でも、同じような決闘申込事件がある。十六年一月二十二日・時事新報は、次のように報じている。

去る十四日、石川県金沢の⁽²⁷⁾盈進社員小原忠唯氏が、同社員齋藤知一氏へ其前夜同氏が酒席上にありしとき、齋藤氏の挙動は、小原氏を侮辱したるものなれば、堪忍し難く、何れ決闘せんと書面を送られしに、齋藤氏も速に承諾の旨を回答せられて、愈々去る十五日午後三時、盈進社内にて決闘することに定まり、アハヤ二壮士を誤まるかの恐ありしに、同社首領遠藤秀景氏の仲裁にて両氏稍く和解せられしよし。

政治結社の壮士間で、事を決闘によつて決せんとする兆候があらわれはじめたとみてもいい。この二例以外にも、当時、そうした出来事は、多くはないにしても、各地にあつたように推測されるが、そのほかの実例をみいだしえないのは残念である。⁽²⁸⁾

その後、明治二十年、法律雑誌第五九四号に、次のような呑月醉人「決闘論」が掲載された。

決闘ナルモノハ泰西各国に於テ屢々行ハル、所ニシテ、世人見テ以テ之レヲ怪マス。法律モ亦之レヲ罰セス。是蓋シ古来、野蠻ノ陋習ニシテ、今日ニ於テハ宜シク擯斥スヘキ所ノモノナリ。何トナレハ事ヲ道理ニ決セスシテ之レヲ腕力ニ決スル如キハ一ニハ公安ヲ害シ、一ニハ風俗ヲ紊スモノナレハナリ。今ヤ我国ニ於テ泰西各国ニ行ハル、如キ決闘ノ之ナキハ寔ニ賀スヘキ所ナリト雖モ……将来或ハ此陋習ヲ我邦ニ伝フルコト之ナキヲ保シ難シ……故ニ今予メ決闘ノ所為ハ我刑法ニ於テ罰ス可キモノナルヤ否ヤヲ論究スルハ敢テ無要ノ業ニアラスト信スルナリ。……余ハ決闘ト雖モ尋常ニ様ノ殺人罪ヲ組成スルニ必要ナル条件ヲ具備スル場合ニハ亦之レヲ罰セサル可カラサルモノト信スルナリ。……例ヘハ甲乙相約シテ生命ヲ賭シ、其期日ヲ定メテ決闘ヲ為ス如キ、是固ヨリ謀殺トナルヘキ性質ヲ有スルモノナ

リ。又例へハ臨時協議シテ即時ニ決闘ヲ為セン場合ノ如キ若シ其目的生活ヲ賭スルニ在レハ是故殺ヲ以テ論セサル可ラサルナリ……其意生命ヲ賭スルニアラス、唯負傷セシムルニ止メントスルコトアリ。其場合ノ如キハ之ヲ殴打罪ニ問ハサル可カラサルナリ。⁽²⁹⁾

この論者は、決闘を明治十五年刑法に照し、その有罪論を主張しているのである。

さらに同雑誌第六一三号は、「海外通信」の欄に「英国軍人間ノ決闘」と題し、最近のイギリス軍人之間では、決闘は行わず、名譽の回復はすべて裁判所へ出訴して行ふ風潮が生じたが、その原因は、決闘の生存者が謀殺罪に問われ死刑になつたためであることを報じ、さらに「近頃英国退職士官ドーグレース氏ハ軍人間決闘ト題セル書ヲ著ハンテ之ヲ世ニ公ニセンカ其書中昔日決闘ノコトヲ記セリ」と述べてゐる。⁽³⁰⁾この著書は、William Douglas, *Duelling Days in the Army, London, 1887* の *part 46*。

つづいて同雑誌第六二二号は、法律問題として「決闘ニ付テノ問」を掲載した。それは、甲男乙男が丙女に懸想して争ひ、決闘をなすことを決め、丁男を立会人に選んだところ、丁男も又丙女に好意を抱いていたので、彼は一策を案じ、甲乙にすすめて、毒虫の入つた室に入り、その虫を沢山殺した者を勝とする決闘を行わしめ、その結果、甲乙兩人が毒死した場合、丁は刑法上いかなる責任を負うかという設問である。⁽³¹⁾これに対し、同誌第六二五号に、読者の回答が寄せられた。それは「我刑法ハ……決闘ハ特ニ之ヲ罰スルノ正条アルコトナシ」であるから「謀殺ヲ以テ論シ或ハ故殺ヲ以テ論セラル」べきであるが、丁の場合ハ決闘の教唆でもなく、また「甲乙ハ自殺者ナリト云フヲ得」ないから自殺の教唆でもないし、さらに「詐称誘導シテ危害ニ陥イレルモノ」でもないから、丁は刑法上は無罪というのである。⁽³²⁾この毒虫を使つての「決闘」(これが決闘かどうかは疑問であるが)は、万国法律週報第三一号に「墨西哥の国府」に実際に起つた事件として報道され、同誌の編集者は、それに「愚なる決闘」と題し「西洋の文明国に此事ありと聞く者誰か其愚を笑はざる者あらん。然れども千載の遺風一朝之を改むる能はずして遂に此に至る。悲哉⁽³³⁾」と述べ、決闘に対し、批判的立場を採つてゐる。前述の法律雑誌

の出題は、この实例にヒントをえたものであらう。⁽³⁴⁾

それはともかく、このように法律関係の雑誌に、決闘をめぐる種々の記事が散見されることは、明治二十年前後の頃、法律家の間に、決闘に対する関心がかかなり存在することを物語るものであらう。

明治十五年刑法施行前後の頃から、同刑法に關する註釈書は、種々のものが出版されているが、それらの中で、決闘をいかに取扱うかを論じたものは、私の知る限りにおいて、明治二十一年五月出版の江木衷「現行刑法各論」が、その嚆矢である。江木は、決闘に關する前述の一部世間の関心を念頭におき、とくに決闘の処置を採りあげたのかも知れない。江木は次のごとく述べている。⁽³⁶⁾

決闘……ヲ別種ノ殺人罪ト為シ、通常ノ謀故罪ヨリ減等シタル刑ヲ以テ之ヲ罰スルノ邦國ナキニアラスト雖、我刑法ハ全ク理論ヲ根拠トシ、盡ク之ヲ謀殺若クハ故殺ノ罪ニ問フヘキモノトセリ。蓋シ決闘ノ如キハ、我邦ニ於テハ未タ其習慣ナキヲ以テ特ニ刑法ニ於テ寛典ニ処スルカ如キアラハ、却ツテ此惡習慣ヲ養成スルノ弊害ヲ發生スルコトナキヲ期セズ。我立法者カ特ニ此罪ヲ設ケス、通常ノ謀故殺ヲ以テ其罪ヲ処断スヘキモノトセルハ、實ニ其當ヲ得タリ。

さらに江木は、翌年出版の同書の改正増補版では、その説明も増補しているが、その中で次のようにも述べている。⁽³⁷⁾

歐洲大陸諸邦ニ於テハ、熱血ヲ以テ恥辱ヲ洗滌スヘシトスル封建ノ余習尙ホ未タ人心ヲ脱セス。習慣ノ久シキ法律モ亦遂ニ此勢ヲ制スルコト能ハス……然レトモ理論上ニ於テハ決シテ此等ノ惡習ヲ容ルヘキモノニアラス……第一決闘ハ必スシモ一定ノ目的就中名譽回復又ハ復讐等ノ目的アルヘキモノニアラス、第二決闘ニハ此等ノ目的アリトスルモ、名譽ハ必スシモ腕力ト併行スヘキモノニアラスシテ下等無名譽ノ人民モ尙ホ決闘ヲ好ムノミナラス、名譽ヲ毀損セラレタル決闘者ニシテ往々却ツテ反撃ヲ受ケ失敗ニ失敗ヲ重タル者少シトセス。又タ復讐ヲ以テ法律上許容スヘキ者トスルトキハ、単ニ決闘ノ場合ニ止マラス、謀殺ノ罪ノ過半ヲ占ムヘキ復讐モ亦之レヲ特別ノ一罪トセサルヘカラサルニ至ルヘシ

彼の所論は、決闘による殺人は、当然に刑法上の謀殺、故殺を以て論ずべきものとし、それをとくに軽く罰する措置には反対したのである。しかし、決闘の申込、承諾を、刑法上いかに取扱うかについては、論及していない。

江木の著書の第一版出版直後、たまたまフランスにおいて、政治上の争いから内務大臣ブーランゼ (G.F. Boulanger) と將軍フロケー (G.T. Floquet) とが決闘を行い、兩名共に負傷した事件が発生した。同年七月十三日のことである。この事件は、直ちに日本の新聞にも伝えられた。例えば七月十七日・東京日日新聞は、ロンドン特電としてそれを報道し「議論の果て血気に早やりて、動もすれば決闘を試むるは仏人の性質にして、文明と誇りながらも野蛮の遺風を存するの實証なり……身を以て大国の柱石と許す人々にして尚ほ此挙動あるは、些々たる一身の榮辱の為に、国家の大事を忘るゝものと云ふべく、眞の愛国者の業と云ふ可らず」と、それを批評している。³⁸しかし、他方ではそれを賞揚する議論もあつた。例えば、「日本之時事」第七号に寄せた侯野時中の「政治社会の決闘」のごときがそれである。彼は「世人ハ決闘ヲ評シテ、野蠻時代ノ遺伝トナシ、大ニ之ヲ鄙ムナリ、決闘ハ固ヨリ文化開明ノ風俗ト調和セザル可シ。然レトモ一概ニ之ヲ擯斥ス可ラズ……近來世人ノ耳目ヲ聳動シタル所ノ仏蘭西ノ名士フロッケ氏及ヒフランゼー氏ノ決闘ハ世人囂々非難ヲ加フルモ、余ハ決シテ之ヲ咎ムルヲ敢テセザルナリ。……顧ミテ東洋社会ノ状態ヲ通觀セヨ、古今政治家ノ陰險ニシテ且ツ残忍ナルヤ、若シ欧米諸国ニ於ケル政治家ノ決闘ヲ試ムル者ニ較スルトキハ、更ニ幾等カ文明開明ノ点ニ劣レルヲ知ル可シ云々」と述べている。こうした所論が、血気にはやる一部青年の決闘に対する興味と関心をそそつたことは、容易に推察できよう。同年九月以降、決闘申込事件流行のきつかけとなつた松岡好一の犬養毅に対する決闘申出は、直接には、このフランスにおける決闘事件に刺激された出来事であつたとみていい。

(1) この事情は、萩原延寿「馬場辰猪」(昭和四十一年・七六頁以下、三〇〇頁以下に詳しい。なお、西田長寿「馬場辰猪」・「民権論からナシヨナリスム」・明治史研究叢書第四卷(昭和三十一年)・二二五頁以下、安永梧郎「馬場辰猪」(明治三十年)・二四四頁以下等参照。なお、真辺の伝に、寺石正路「土佐偉人伝」(大正三年)・四二頁以下がある。

(2) 「外国裁判ノ部・法庭ノ雄弁」・デュバン、ネーネ氏「決闘論」・法律雑誌第一四七号(明治十四年一月)・八枚表以下、第一四九号(同年同月)・六枚表以下。

- (3) この「外国裁判ノ部」は、「碩者学友某適仏国法庭ノ雄弁ト題セル一書ヲ得タリ。自今時々ヲ抄訳シテ外国裁判ノ部ニ載セントス」と前書して、同志誌第二十七号（明治十三年八月）以降、断続的に連載されているものである（同号・九枚表裏参照）。
- (4) R. Garrand, *Précis de droit criminel*, 3 ed. Paris, 1888, p. 179 など、後ちに述べる日本において決闘論議が盛んになった頃、当時のフランスにおいては、決闘が与論の支持をうけてほとんど処罰されなかつた状況については、しばしば日本でも紹介されている（例えば、「決闘に関する独仏の刑法」・明治二十一年九月十四日・読売新聞）。
- (5)(6) この討論会の筆記は、国友雑誌第三一号（明治十四年八月）・六頁以下、第三号（同年九月）・五頁以下に連載され、後ちに、明治二十一年二月発行の羽成恵造編「演説討論集」に収録されている。本稿の引用は、便宜上後者による。なお、国友雑誌の発行の月からみて、討論会が行われたのは、十四年六、七月頃と思われるが、いま正確な月日は確めえない。
- (7) 西田長寿氏は「馬場辰猪發議の討論題『決闘論』といわれているが（西田・前掲書・一八九頁、筆記録でみる限りでは、原猪作が發議者である。しかし、決闘申込経験者の馬場が、実際上の發議者であつたことは、十分考えられる。
- (8) 前掲討論集・八四頁―八五頁。
- (9) 前掲書・八五頁、八六頁―八七頁。
- (10) 前掲書・八五頁―八六頁。
- (11) 前掲書・八七頁―八八頁。
- (12) 前掲書・八八頁―八九頁、九一頁―九二頁。
- (13) 前掲書・八九頁―九〇頁。
- (14) 前掲書・八九頁―九〇頁。
- (15)(16) 前掲書・九三頁。
- (17) 「決闘論」・法律志叢第八五号（明治十四年十二月）・六頁以下、第八六号（同月）・五頁以下、第八八号（同十五年一月）・二頁以下、第八九号（同月）・五頁以下。この論考は、明治大学歴史編纂資料室の宮川康氏の御教示による。記してその学恩を謝す。
- (18) 前掲論文・前掲志叢第八五号・一一頁。
- (19) 前掲論文・前掲志叢第八五号・六頁―七頁。
- (20) 前掲論文・前掲志叢第八五号・九頁。
- (21) 前掲論文・前掲志叢第八五号・一二頁―一三頁。
- (22) 前掲論文・前掲志叢第八六号・六頁―七頁。
- (23) 前掲論文・前掲志叢第八六号・九頁―一一頁。
- (24) 前掲論文・前掲志叢第八八号・一三頁。

- (25) 前掲論文・前掲志叢第八八号・一七頁、第八九号・五頁―八頁。
- (26) 紫雲会は、明治十四年八月、安場保和、古荘喜門、佐々友房らが中心で熊本に創立された国家主義の政社である(朝日新聞社編「県政物語」、昭和三年・五〇七頁―五〇八頁)。
- (27) 盈進社は、明治十三年、遠藤秀景、河瀬貫一郎らが中心で金沢に創立された自由民権派の政社である(前掲県政物語・二四〇頁)。
- (28) 明治十六年一月二十四日・愛知新聞、同月二十八日・東京横浜毎日新聞に「名古屋の決闘」と題する記事があるが、これは借金のことからの偶発的暴力事件である。
- (29) 呑月醉人「決闘論」・法律雜誌第五九四号(明治二十年四月)・九〇頁―九三頁。筆者の実名は不明である。
- (30) 「英国軍人間ノ決闘」・法律雜誌第六二三号(明治二十年七月)―六四〇頁。
- (31) 好法生「決闘ニ付テノ問」・法律雜誌第六二二号(明治二十年九月)・四六頁以下。
- (32) 包荒生「決闘ニ付テノ問ニ答フ」・法律雜誌第六二五号(明治二十年九月)・一二五頁以下。
- (33) 「愚なる決闘」・万国法律週報第三二号(明治二十年九月)・三四頁以下。
- (34) 万国法律週報第三二号は二十年九月十五日の発行、法律雜誌第六二三号は同年同月十三日の発行であるから、後者の設問が、前者に掲載された事例にヒントをえたとはいえないが、おそらくこのメキシコの実例は、同年八月頃の一部新聞に報道されており、出題者はそれをみて問題を作つたのであろう。
- (35) 本文に掲げた以外にも、万国法律週報第二六号(二十年七月)には、同年七月十日、横浜でアメリカ水兵が決闘して負傷し、領事館へ引渡された事件を報道し(三三九頁)、また、法律雜誌第六五七号(二十二年三月)の問答欄に、乙の妻丙に恋慕した甲が、丙を教唆して乙と離婚させ、さらに乙丙間に決闘を行わせ、丙の卑怯な方法で乙が癡人となつた場合、甲丙の責任如何という問題があり(二八二頁以下)、それに対する回答が同誌第六五九号(同前に寄せられ、丙は謀殺未遂、甲はその教唆、但し乙は離婚による損害賠償は請求できないとしている(二四〇頁以下))。
- (36) 江木衷「現行刑法各論」(明治二十二年・二七二頁―二七三頁)。
- (37) 江木「改正増補現行刑法各論」(明治二十二年)・二八一頁―二八三頁。
- (38) 東京日日新聞は、さらに同年八月十一日、九月五日にも、その詳報と批判を掲載している。また「日本之時事」第十七号(明治二十二年二月)にはフランスの新聞から決闘の状況が詳しく訳載されている(四二頁以下)。
- (39) 侯野時中「政治社会の決闘」・日本之時事第七号(明治二十一年九月)・一九頁―二二頁。侯野は、これと別に「決闘論」を、日本之法律第八号(同年九月)・六頁以下、第九号(同年十月)・九頁以下にも連載している。これは、独仏両国における決闘の法律上の取扱いを主として説明したものであるが、最後の結論で、日本の刑法には決闘罪がないが、「決闘へ全ク犯罪」であるから謀殺あるいは殴打創傷を以て論すべきものとしている(第九号・一〇頁)。この論旨は、前掲政治社会の決闘の所論とちがはぐである。この論考および「決闘論」の中、第八号所載分を執筆したときは、まだ次節に述べる松岡大養の決闘申込事件が発生していなかつたため漫然と決闘礼讃論を述べていたところ、現実にそうした問題が起り、社会的に大きな反響を呼ん

なので、あわてて決闘有罪論を、その論考の末尾に付け加えたように思われる。

四 明治二十一年高島炭鉱問題を契機とする決闘の流行

前にも一言したごとく、明治二十一年秋以降、決闘申込事件が流行する事態が発生したが、その発端は、長崎県の高島炭鉱における坑夫処遇の問題である。⁽¹⁾ 同年六月、雑誌「日本人」第六号に、松岡好一の「高島炭鉱の惨状」と題する一文が掲載された。これは、十八年の末、松岡が同炭鉱を訪れた視察記で、坑夫虐待の状況を詳しく述べ、「人類三千の坑夫を使役駆逐する最苛最酷にして牛馬も畜ならず惨憺たる状況は仏氏の所謂修羅の巷にして坑夫は宛然餓鬼の如く……哀れなる哉三千の坑夫よ……汝等が惨状を汝等に代はりて博愛の天地神明に訴へ江湖の仁人君子に告ぐ」と、はげしい口調で世間に訴えたものである。つづいて同誌第七号（七月）の雑報欄は「我政府も亦実地探偵の労を執り……速かに厳格なる方法を設け三千の蒼生を保護救済し其本分を尽さざるべからず」と述べ、政府の措置をうながした。さらに同誌第九号（八月）は、その大半を高島炭鉱の問題に費し、いわば特集号とも云うべき体裁になつてゐる。それには論説として今外三郎「高島炭鉱」、三宅雄二郎「三千の奴隷を如何にすべき」、吉本襄の長篇投書「天下の人士に訴ふ」などがあり、松岡もふたたび「日本読者諸君に告ぐ」を書いてゐる。⁽⁴⁾ 中でも、吉本の一文は、かつて高島炭鉱に勤務した者の暴露記事であつたため、もつともつよい感銘を読者にあたえたといわれる。⁽⁵⁾ この「日本人」のはなばなし論陣は、大いに世論を喚起した。八月中旬、東京の各新聞社では、記者を現地へ特派するところもあらわれた。例えば、郵便報知新聞からは加藤政之助、朝野新聞からは犬養毅が特派された。当時、犬養は実業界視察の目的で九州地方を旅行中であつたが、予定を変更して現地へ急行したのである。事態を憂慮した政府も警保局長清浦奎吾を派遣した。八月末に帰京した犬養は、同月二十九日から朝野新聞へ「高島炭鉱の実況」を連載しはじめ、九月十三日までつづけられた。この視察記は、炭鉱の状況を徹に入り細に亘つて報告したもので、と⁽⁶⁾

くに正面から松岡らの説を反駁したところはみあたらないが、炭鉱内の坑夫の処遇にはとくに非人道的な点はないという論旨に満ちていたため、松岡の憤激を買ったのである。松岡は、犬養の報告の完結をまたず、九月三日附の決闘状を犬養へ送った。決闘介添人には、「日本人」の同人三宅雄二郎と志賀重昂の二人が、それぞれ本人の了解をえて指名されている。犬養が決闘の申込をうけたという一件は、いち早く九月五日・やまと新聞と東京朝日新聞に報道された。しかし、その頃、犬養は伊香保温泉へ行つており、決闘申込の事実を知らなかつた。それがため、朝野新聞社は、やまと新聞と朝日新聞に記事の取消を求め、両新聞は、九月八日の紙上で、それを取消した。ところが、犬養が帰京し、決闘申込が事実であることが、はじめて判明し、朝野新聞は同月十一日の紙上に、松岡の決闘状、介添人の書簡、それに対する九月十日附犬養の拒絶状などと共に、犬養の説明文を発表した。⁽⁷⁾ この事件が、九月十二日以降、各新聞に報道されるや(例えば九月十二日・東京朝日新聞、九月十三日・東京日日新聞)、俄然、決闘の一件は世間の視聽をあつめた。高島炭鉱の問題は、九月のはじめに帰京した清浦警保局長が、十三日に記者会見を行い、且つ談話要旨の文書を配布、それが十四日以降の各新聞あるいは雑誌に掲載されたが、清浦の所見は犬養の所説と大同小異であり、「出張前聞得たる惨状も实地視察する所に拠れば多くは過去の一夢に属し現今は既に其痕跡を止めざるもの」という報告であつたから世論は平静に戻つた。否、炭鉱問題は決闘問題の影にかくれて消滅したというべきであろう。

この松岡対犬養の決闘事件をきつかけとし、決闘是非論が活潑に展開されたが、その状況は次節にゆずり、ここでは、この事件を模倣し各地に続出した決闘事件を、当時の新聞およびその他の文献から拾いあげて列举すれば、次の通りである。

○二十一年九月。京都の俠客林丑之助が、京都府警部長財部差に、決闘状を送つた。その原因は、京都地方の新聞に掲載された財部の談話の中に、林を侮辱する言葉があつたためと⁽¹⁰⁾いう。

○同月。東京山の手の質屋の娘が雇人と恋愛し結婚の約束をしたが、両親が反対して雇人を追い出し、別の男を婿に選び婚礼を行つたと

ころ、その元の雇人が。その婚礼の日に、婿に対して決闘状を郵送した(九月二十一日・讀売新聞による)。

○同年。東京吉原の女郎屋丸亀の娼妓千鳥をめぐつて争つていた医学書生と法律書生があり、本月二十五日、医学書生の方から決闘状を送つた(九月二十八日・読売新聞による)。

○同年十月。東京品川の常陸樓の遺手お菊をめぐり、先々夫定吉と先夫歌太郎とが争い、同所の親分格下野政吉宅で素手の決闘を行い、歌太郎が勝ち、ふたたびお菊の夫になつたという。この事件を報じた十月二十三日・東京朝日新聞は「文明の華ぢや、イヤ野蛮の嵐ぢやと、一時世間を騒がした決闘も段々下落して……妓夫の娼争ひに用らるる事とはなれり」と述べている。

○同年。新潟新聞社に対し、或る読者から、本月十四日、寄居浜に社員を派遣し、決闘に応ずるよう申込が行われた。その原因は、本月五日以降の同新聞社説「農商工民と士族」の中で、士族は智力、財力、腕力共に劣るという論旨があつたためという(十月十七日・東京朝日新聞による)。旧武士の怒りを買つたのであろう。

○同年十一月。和歌山県有田郡山田原村の壮士御前文之丞が、尾村虎太郎、前川虎造を介添人とし、県會議員望月右内に本月八日附の決闘状を送つた。その理由は、同年七月、井上馨が黒田内閣に入閣したのを祝し、望月が県民総代として上京したのは僭越であるといふのである。介添人の添書には、被申込人も介添人を選ぶこと、決闘の場所と武器は、被申込人の選択に任すことが明記されている。しかし、望月は、即日、文書を以てその申出を拒絶した(十一月十四日・朝野新聞による)。望月は、当時、和歌山政界の大立物である。⁽¹¹⁾

○同年。徳島県知事酒井明に対し、西覚円村の水害農民代表から、同月二十日朝、名東郡喰食川原で日本刀を以て決闘を行うよう申込状がとどけられたが、差出人は不明であつた(十一月二十一日・東京朝日新聞による)。同県では、明治十九年以降、吉野川改修工事を行つていたが、二十一年七月の水害で西覚円村を中心に、死者二十六人、⁽¹²⁾流水家屋一八八戸、冠水田畑四〇〇町歩の被害をうけた。その原因は工事の不備にあつたとされ、土木課長岩木晴之は、非職になつたが、⁽¹³⁾農民の憤激はなお、収まらず、県知事に対して暗殺を申入れ脅迫した者もあつたから、決闘申込も、それに類する脅迫かと思われる。

○同年。群馬県高崎の俳諧改良会は、矢竹其山を代表とし、新潟県の俳人難波難濤の句解に誤説が多く俳道の弊風をかもすとして決闘を申込んだ。難波は労を惜まずに来るならば、決闘に応ずると答えたといふ(十一月二十一日・東京日日新聞による)。

○同年。宮城県加美郡の中島金也が、県會議員新妻政敬へ決闘状を送つた。その理由は、中島らが計画、請願した新道建設が県議会の調査委員会で否決されたが、それは新妻議員の主張にもとづくものと推察したためといふ(十一月二十一日・郵便報知新聞による)。

○同年。山梨県甲府に滞在していた和歌山県の壮士貴志た克哉が、峽陽与論新報の記者池沢万寿吉に対し、大沢幸作を介添人とし、決闘

を申込んだ。決闘状によると、池沢を目して「我公衆の利益を損じ、我社会の安寧を害する」偽政治家」ときめつけている。介添人の添書には、場所、日時、武器は被申込人の選択にまかせ、また被申込人の側でも介添人を選ぶことを申入れている。しかし、池沢は文書でこれを拒絶した。その回答書には「小生固より決闘は余り嫌ひなる者にて無之候得共、貴下とは……互に意見のある処を論弁せし事も無之、故に其何の爲めに決闘するか、まだ其理由も不相分云々」と述べている(十一月二十五日・絵入朝野新聞による)。その後、こんどは池沢の同僚清水作太郎が、甲府の剣客三浦周之輔を介添人にして、貴志に対して決闘を申込んだが、貴志はそれを拒絶したという(十一月二十九日・同新聞による)。

○同年十二月。東京神田三崎町の石職広井太郎次が、妹の夫稲垣新太郎に借金の無心をしはば行い、断られるや、決闘するかまたは妹と離婚するかと脅迫、遂に稲垣の住む家の持ち主である秘密顧問官川村純義邸へ押しかけ、決闘の立会人になることを申入れた(十一月十一日・東京朝日新聞による)。

○同月。京都市上京区の八木源助が、道樽伊三郎を介添人とし、本月八日、戸長伊東吉作に決闘状を送った。伊東が同意者を募つて府知事に請願した鴨川改修工事に、八木、道樽らは反対であつたためという(十二月十五日・金城新報による)。

○同月。本月十二日の秋田県議会で、知事青山貞と議員の一部と、国道変更の問題で、延々五日間に亘つて議論したが尽きないので、議員三浦盛徳は、決闘によつて決定すべきことを提案した。議長島山雄三はその提案の取消を求めたが、三浦議員は取消さず、傍聴人を交えて議場は大騒ぎになつたという(十二月十八日・東京朝日新聞、十二月二十一日・金城新報による)。

○同月。青森県東津軽郡の壮士須藤寛が、本月二十一日、県會議員佐々木儀助に決闘を申入れた。決闘状によると、佐々木は「同志と進退を共にし、運動することを誓詞す、然るに之れに反戻して表裏常ならず、面従腹背して誓詞に反戻」したためという。しかし、介添人は定められていない(十二月二十八日・東京朝日新聞による)。

○二十一年一月。青森県内の政治状況が騒然となり、在野壮士が県會議員に決闘を求める者が多く、議員の中にはそれを避けて旅行に出る者もあり、また自宅に蟄居する者も多かつたという(二月十五日・山形新報による)。

○同年三月。後藤象次郎が黒田内閣に入閣した。後藤は前年来、民間の大同団結運動を提唱し、その中心人物であつたため、この入閣は、民間の一部からはげしい非難をあびた。東京神田小川町の吉田武三郎は、西岡保人・高木孝徳を介添人とし、本月二十日附で後藤に決闘状を送つた。それには「貴殿が従來の言行たる、表裏反覆滿天下を欺罔し、遂に豺狼の慾を逞し、日本帝國を以て私利私慾を経営するの遊劇場となさんとす云々」とある。また、介添人の添書によると、決闘の場所と武器は、被申込人の選択に任せている(三月二十

三日・東京朝日新聞による。ところが、このことを聞いた平岩謙之進という人は、後藤は姦雄にあらず、どうしても決闘を求めるならば、自分が代つて相手になる旨の手紙を、吉田に出したという（三月二十四日・同新聞による）。なお、これ以外に、無記名の決闘状が、後藤のもとには十数通とどけられたとも伝えられている（四月三日・山形新報による）。

○同年五月。横浜住吉町の新聞通信員大和田茂は、商売上信義を欠いた行為があつたとして、同業の横浜大田町高田軍次へ、介添人を通じて決闘状を送つた（五月十八日・東京朝日新聞による）。

○同年六月。京都先斗町の芸妓福助が、旦那を取られたことを理由に、同じ芸妓の種菊に決闘状を送り、種菊もそれを承諾、本月二十一日夜、川原で素手の決闘を行い、近所の者が仲に入り引き別けたという。このことを報じた六月二十八日。東京朝日新聞に「何時も噂だけで遂に実行した事のない血闘を芸妓同志で仕掛けた珍聞」とある。

○同月。陸奥日報の編集人重田是一に対し、その論説が社会を毒するとして一戸善三郎が、本月二十七日附で決闘状を送つた七月三日。東京朝日新聞による。

○同年八月。外務大臣大隈重信の条約改正に関する方針に反対する某が、本月二十七日、大隈邸へ使を送り、決闘状を提出した（八月二十九日・東京朝日新聞による）。

○同年十月。東京大森村の海苔採取をめぐる決闘騒ぎがおこつた。これは、前年の松岡対犬養の問題にも匹敵する程、世間をさわがせた事件である。従来、大森村の海苔採取については農商務省の認可をえた規約があり、それによると、新規採取を申出する者は、同業組合の了解をまず得るものとされてきた。ところが、本年三月、この規約に反する新規出願者に東京府が許可をあたえたので、従来同業者は憤つて府庁に交渉したが、要領をえず、それがため、代議士宮本頼之に仲介を依頼した。九月六日、宮本は府庁において、元の府農商課長で当時は芝区長へ転出して丸田正盛に会い、府庁の措置の誤りを談合中、両者は口論となり、宮本を殴打、宮本もまた反撃して互に負傷した。このことを聞いた宮本の郷里金沢の盈進社員長連正が上京し、本月三十一日、米田吉三郎を介添人とし丸田へ決闘状を送つた（十一月二日・朝野新聞による）。丸田から海苔採取を許可されていた大森村の有志は、翌十一月八日、逆に長連正と米田吉三郎に決闘を申込んだ。決闘申込人は金子七五郎他七名、介添人は島田市郎兵衛他一名であつた（十一月十日・朝野新聞による）。東京府知事高崎五六は、当時上京中の石川県知事岩村高俊とも相談の上、調停にたち、結局、丸田の謝罪で決闘騒ぎは落着した。⁽¹⁹⁾

○同年十二月。岩手県の一県民が、県会議長上田農夫に対し、自分の請願書が破棄されたことを理由に、本月十五日附の決闘状を送つた（十二月二十四日・読売新聞による）。

以上の例は、松岡対犬養の決闘申込事件以後、明治二十一年九月から翌二十二年末までの間に、「決闘」事件として、新聞その他に報道されたものの中、私の参照しえたもののみを掲げたにすぎないが、これら以外にも類似の事件は、全国的に相当多数あつたものと推察される。私のあげた実例の中には、介添人を立て、決闘状を送り、場所あるいは武器の選択を被申込人に任せるなど、本格的な西洋の決闘方式を模倣したものもあるが、中には決闘といえるかどうか疑問に思われる単純なけんかもあり、また決闘状の形式を借りた脅迫事件もふくまれている。しかし、これまでも世間にあつたであろう普通のけんか騒ぎが「決闘」と呼ばれたり、またことさらに「決闘状」を書いてそれを美化したり、あるいはまた脅迫の手段に決闘状を利用したりしている点こそ、「決闘」が、当時の流行の一現象であつたことを物語るものといえよう。

- (1) 後ちに述べる雑誌「日本人」所載の主なる論考は、「明治文化全集・社会篇」(再版)に、隅谷三喜男氏の解題を附して「高島炭鉱問題」(別頁・一頁以下)として収録されている。
- (2) 松岡好一「高島炭鉱の惨状」・日本人第六号(明治二十一年六月)・三三頁―三六頁。
- (3) 雑報「高島炭鉱の惨状」・日本人第七号(明治二十一年七月)・三四頁。
- (4) そのほか、巻頭言の「与論は何にが故に高島炭鉱の惨状を冷眼視するや」(日本人第九号・二十一年八月・一頁以下)もあり、また福岡の福陵新聞の同年七月六日の社説「誰か高島炭坑に惨状なしと謂ふや」も転載されている(同前・一六頁以下)。
- (5) 福島成行「吉本襄と森田馬太郎」・明治文化第五卷七号(昭和四年)・四七頁。吉本は、かつて高知における自由民権運動の闘士であつた。
- (6) 東京日日新聞は、九月九日、十二日、十三日の紙上に、この犬養説と、本文中で述べた「日本人」に所載の吉本襄の説を克明に対比して掲載している。
- (7) 松岡の決闘状と、犬養の拒絶状は次の通りである。

拙者儀三菱会社所有高島炭鉱被雇中坑夫の情態詳細取調申不惑至極に存候間其実状を四方の仁人に訴へ申候所貴殿私利のためなるや虚実を転倒致偽報を朝野新聞紙上に御掲載相成候段如何にも天下の公道に相背き候と心外無念に存候間謹で決闘状呈上仕候尚其場所順序手続等は介添人にて相定め可申候

明治二十一年九月三日

犬養 毅 殿

松岡 好一

敬復頃日来朝野新聞紙上に記載いたし候高島炭坑の実況と題する拙者の記事論文に關し此度貴殿より決闘御申込相成候処拙者儀は平素より決闘する

者は野蠻の遺風痛く排斥するべき者と確信いたし候に付折角の御申込に候得共御求に応じ難く尤も拙者の記事論文中御不同意の廉も候はば御遠慮なく明かに事実を挙げて論駁可被成即ち此辺は拙者本より希望する所に有之候此段貴答迄如此御座候謹言

明治二十一年九月十日

大 養 毅

松 岡 好 一 殿

追て決闘介添人として御連署相成候三宅雄二郎殿及び志賀重昂殿へは別に答書を出さず候間乍略儀此書面御同覽可被下候也

この朝野新聞の決闘公表につき、三宅雄二郎は「決闘の件に關し大養毅氏並に新聞雜誌諸君各位に質す」を書き、府下各新聞に投稿し（例えば二十一年十月二日・東京日日新聞）決闘状は本人の承諾なしには公表すべきものではない旨を強調した。これに対し十月四日・朝野新聞には、大養の「決闘事件に關して三宅雄二郎氏に答ふ」があり、また十月五日・読売新聞には「三宅文学士に答ふ」が載つてゐる。

(8) 例へば、九月十四日、十五日・東京日日新聞には、清浦談話の要旨を掲げ、さらに九月十五日、十六日・同新聞には清浦文書が掲載されている。なお、清浦談話の要旨は、指原安三「明治政史」・明治文化全集・正史篇（再版）上巻・五八二頁―五八三頁に収録されている。

(9) 清浦談話・東京与論新誌第三六一号（明治二十一年九月）・二三頁。

(10) 「第」の決闘」・日本之時事第九号（明治二十一年十月）・七七頁。この一件は、東京与論新誌第三六二号（明治二十一年九月）にも報道され「今や長脇差と捕手との争闘は昔時の談となりて其面影を劇場に残すのみ。昔時勇俠の世に生れたる老人達は此一話を聞く嚙力縮を入ることなるべし」（一九頁）と述べている。

(11) 前掲県政物語・三三三頁。

(12) 前掲書・四五九頁。

(13) 東京与論新誌第三五八号（明治二十一年八月）・二三頁。

(14) 明治二十一年十一月二十一日・東京朝日新聞によると、容疑者が逮捕されている。なお、「徳島警察署沿革誌」には、この水害直後の農民騒ぎを、其光景百姓一擽の觀あり」と記しているから、相当の紛糾であつたと思われる。この沿革誌の記事は、徳島県警本部警視三原武雄氏の御教示による。記してその学思を謝す。

(15) なお、石井研堂「増訂明治事物起原」（昭和十一年）・二六頁参照。

(16) この明治二十一年十二月十一日、東京朝日新聞の記事には「麻布狸穴町なる河村宮中顧問官」とあるが、当時の宮中顧問官に「河村」姓の人は在職しない（頭要職務補任録）上巻・六八頁―七二頁。明治十八年四月、参議から宮中顧問官に任ぜられ、二十一年四月、枢密顧問官に転じた川村純義（前掲補任録・六八頁）のことと思われるので、本文ではそのように訂正した。彼は狸穴町に住んでいた。

(17) 明治二十一年七月、青森県では、県知事鍋島幹が県民を「無神経の人民」と呼んだ失言問題があり、それ以後、県内の政治状況が俄かに活氣を呈し、県の政界は大同派と改進黨に分れてはげしい政争を展開していた（青森県政治史）第一卷・昭和四十年・五四六頁以下）。

明治中期における決闘罪制定の一考察（二）

三六 （一九〇）

(19) この決闘事件は、「宮本頼三」・高橋忠治郎編「帝國議會議員候補者列伝」（明治二十三年）一四七頁―一五〇頁に詳しい。なお、石井・前掲事物起原・二六頁参照。

（未完）